

令和8年度 児童発達支援センターひいらぎ募集案内（随時募集）

（児童発達支援事業）

児童発達支援センターひいらぎ（以下「ひいらぎ」という。）では、就学前のお子様（市内に住民登録のある方）に対する発達の支援を行っています。発達に心配や遅れのあるお子様の健やかな発達のために、2・3・4・5歳児を対象に、児童発達支援事業によるグループ療育事業を行っています。

令和8年度の通所事業募集について、定員に空きが生じた場合には審査を行います。

1 募集の対象及び人数

(1) 単独療育通所事業（くじら）週4日【対象：3・4・5歳児】

募集人数	定員に空きが生じた場合に審査
通所日	週4日（月・火・木・金曜日）
時間	9：30～13：30

(2) 幼稚園・保育園との並行による通所事業

ア 単独療育通所事業（ぺんぎん）週1日

【対象：幼稚園、保育園に在籍している方（3・4・5歳児）で、園との連携に同意する方】

募集人数	定員に空きが生じた場合に審査
通所日	週1日（月曜日）
時間	9：30～13：30

イ 課題別学習通所事業（まんぼう）原則 月2日

【対象：幼稚園、保育園に在籍している方（3・4・5歳児）で、園との連携に同意する方】

募集人数	定員に空きが生じた場合に審査
通所日	原則 月2日（火・水・金曜日いずれか）
時間	（火・水）14：30～16：00／（金）9：30～11：00

※(2)の事業における通所事業種別（ア・イ）の希望をお伺いします。

(3) 親子参加通所事業（めだか）週1日【対象：2歳児】

募集人数	定員に空きが生じた場合に審査
通所日	週1日（水曜日）
時間	①9：00～10：15 もしくは②10：30～11：45

※(2)(3)の事業について、通所日・時間に関する振り分けは、ひいらぎで行います。

※各事業の詳細については、相談・説明時にお渡ししたパンフレット、各グループのしおりをご参照ください。

※各事業について、お子様の様子から年度内の利用継続等ご相談させていただくことがあります。

※(2)(3)の事業について、他事業所の児童発達支援事業との併用はできません。

2 申込み手続き及び申込み期間

(1) 申込み手続き

各グループ又は相談後の個別指導時に申込書を受け取り、必要事項をご記入の上、期間内にひいらぎまで来所し、面談の上、提出してください。

(2) 申込み期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

※受付は、9:00~16:30まで(土・日・祝日を除く)です。

3 審査結果の通知

お子さんに適したグループに欠員が生じたときに、審査いたします。

審査会議後、通所の可否を通知いたします。

4 通所決定後の手続き(詳細は、通所が決定したときに併せてご案内いたします。)

(1) 福祉サービス受給者証の申請

障害福祉課にてお手続きをお願いいたします。

(2) 福祉サービス受給者証の送付

手続き後、「福祉サービス受給者証」が障害福祉課より郵送されます。

(3) 利用契約

ひいらぎをご利用いただくための利用契約受付(説明含む。)を行います。

通所決定後、契約日についてお知らせいたします。

5 その他

(1) 児童発達支援事業のご利用にあたり、専門医による意見書・診断書が必要になります。

手続きの際には主治医の診断書をご用意いただく、もしくは、ひいらぎの医師相談もご利用いただけます。なお、医師相談には定員がありますので、ご希望の際はお早めにお申し込みください。

ご不明な点は、個別にご相談ください。

(2) 審査にあたり、他事業所の児童発達支援事業の利用状況を確認させていただきます。

6 連絡先

西東京市児童発達支援センターひいらぎ(子ども家庭課発達支援係)

電話番号 042-422-9897

住所 西東京市住吉町六丁目15番6号

受付時間 9:00~16:30